

各位

都城市長 池田 宜永
(公印省略)

令和5年度介護保険負担限度額認定申請について（お知らせ）

介護保険制度の円滑な運営につきまして、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。令和4年度分の介護保険負担限度額認定証（うぐいす色）をお持ちの方の有効期限は、令和5年7月31日までとなっております。

つきましては、令和5年8月以降の「令和5年度分の限度額認定」を希望される方は、下記のとおり手続きを行っていただきますようお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申請も可能ですが、提出書類に不備の無いよう、御確認の上申請ください。

記

1 手続きが必要な方

負担限度額認定申請の「対象者要件及び預貯金等資産要件（裏面に記載）」を満たし、令和5年8月以降に、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設又はショートステイを利用され、居住費（滞在費・食費）の負担軽減を希望の方

2 手続きに必要なもの

【窓口手続きの場合】

(1) 介護保険負担限度額認定申請書（両面）

（フリクションボールペンなどの消えるペンでの記入は不可）

※記入方法については、別添の記入例をご参照ください。

(2) 預金に関する申告（別添の記入例を参照）

(3) 対象者及び配偶者（内縁者含む）の所有する全ての資産（預貯金等）の金額が確認できる書類（詳細は裏面に記載）

※保有の全ての資産（普通預金・定期預金、有価証券、債務の借用証書など）の写し

※通帳は、全ての通帳の表紙（金融機関名、口座名義人、口座番号等の確認できる部分）と申請日直近の記帳のあるページを含む3ページ程度（※詳細は裏面参照）

(4) 申請者の身分証明書（原本）

(5) 窓口で代理で手続きをされる方の身分証明書（原本）

※身分証明書は、顔写真付きは1点（免許証、マイナンバーカード等）、写真のないものは2点（健康保険証、介護保険証等）

(6) 印鑑

【郵送手続きの場合】

(1) の両面記入、(2)、(3) 及び(4) 並びに(5) の写しを同封ください。

《送付先》〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号 都城市役所介護保険課給付担当

※郵送申請の場合、郵送の封筒・切手は申請者で御負担ください。

3 手続き期間

令和5年7月3日（月）から令和5年7月31日（月）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで。土日祝祭日を除く。）

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本年度の申請受付も7月3日以降となりますので御理解と御協力をお願いいたします。

裏面あり

4 手続・相談窓口 介護保険課（都城市役所本館1階オレンジ7番）
各総合支所地域生活課
（文書取扱：介護保険課 給付担当（オレンジ7番）1階 TEL0986-23-2114）

申請に必要な書類

申請には、**預貯金などの資産額が確認できる書類の添付が必要**です。

【添付書類】

1. 預貯金通帳	<ul style="list-style-type: none"> ・預貯金通帳の表紙 ・金融機関名、口座名義人、口座番号等の確認できる1ページ目。 ・最終残高（申請日直近から遡り2～3か月。1ページのみ記載がある通帳は、繰越前の通帳が必要な場合もあります。）の確認できるページを含む3ページ程度。 ・定期預金のページに記載がある場合は、定期のページ全て。 <p>上記4点がわかるようにコピーして下さい。</p> <p>※通帳を複数所有している場合は、<u>全ての通帳</u>を提出してください。</p> <p>※最終取引日の記載がR4年6月15日以降で<u>最新の記帳</u>の印字。</p> <p>※<u>申請日の直近の年金振込み記載</u>が必要です。</p>
2. 定期預金 有価証券 等	氏名及び金額の確認できる写し
3. 負 債	氏名及び負債額の確認できる書類の写し

※添付書類は被保険者及び配偶者分（内縁者を含む）が必要となります。

※預貯金等の額を適切に把握する為、必要に応じ金融機関等への調査を行うため、調査に1か月以上かかる場合があります。虚偽の申請で不正受給があった場合は、不正受給した額に加え、その額の2倍以下の加算金を課すことがあります。

軽減の対象となる方

★3段階は①と②の2区分に分かれています。

★預貯金等の資産要件が段階によって設定されています。

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金を受給していて、世帯全員*1が住民税非課税 ・生活保護受給者 	単身で 1,000 万円以下*2
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員*1が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が年間で80万円以下の方 	単身で 650 万円以下*2
第3段階 - ①	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員*1が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が年間で80万円超120万円以下の方 	単身で 550 万円以下*2
第3段階 - ②	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員*1が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が年間で120万円超の方 	単身で 500 万円以下*2

*1 世帯分離している配偶者（内縁者）も含まれます。

*2 夫婦世帯における配偶者の上乗せ分は1,000万円です。